

令和6年度第1回
朝霞市障害者自立支援協議会議事録

令和6年5月30日

障害福祉課

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和6年度第1回朝霞市障害者自立支援協議会	
開催日時	令和6年5月30日（木） 午後2時00分から午後4時00分まで	
開催場所	朝霞市役所別館5階 501会議室	
出席者及び欠席者の職・氏名	<p>【出席者】</p> <p>委員15名（飯村会長、栗山副会長、齋藤委員、野原委員、中村（敏）委員、風岡委員、小林委員、角野委員、親崎委員、宮崎委員、高橋（邦）委員、助川委員、中村（眞）委員、本橋委員、中田委員） 事務局9名（佐藤福祉部長、赤澤課長、伊藤補佐、渡邊係長、佐々木主査、長谷川主査、安藤主事、堂ノ前主事補、眞板主事補）</p> <p>【欠席者】</p> <p>委員5名（長塚委員、江川委員、高橋（拓）委員、杉田委員、木村委員）</p>	
議題	<p>(1) 会長、副会長の選出について</p> <p>(2) 専門部会委員の指名について</p> <p>(3) 令和5年度の朝霞市障害者自立支援協議会専門部会の報告及び令和6年度の計画について</p> <p>(4) 第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況の報告及び第6次朝霞市障害者プラン等について</p> <p>(5) 令和6年度のスケジュールについて</p> <p>(6) その他</p>	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次第 ・朝霞市障害者自立支援協議会委員名簿 ・朝霞市障害者自立支援協議会専門部会委員名簿（案） （こども部会・地域生活支援拠点部会・権利擁護部会・精神包括ケア部会） ・朝霞市障害者自立支援協議会専門部会運営要綱 ・資料1-1 障害者自立支援協議会について ・資料1-2 R5年度障害者自立支援協議会専門部会の報告及びR6年度計画 ・資料2-1 第6期障害福祉計画等進行管理シート ・資料2-2 【概要版】第6次朝霞市障害者プラン 第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画 ・資料3 R6年度障害者自立支援協議会スケジュール（案） 	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

○事務局・堂ノ前主事補

それでは、定刻となりましたので令和6年度第1回朝霞市障害者自立支援協議会を開催いたします。

本日は御多忙のところ、御出席を賜り誠にありがとうございます。

私は、司会進行をさせていただきます、障害福祉課の堂ノ前でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員20人中15人の出席をいただいております、朝霞市自立支援協議会条例第8条における、会議成立定足数の過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

次に、本協議会の傍聴についてですが、原則として会議公開の立場をとっており、随時、傍聴人の方には入室をしていただきますので、御了承ください。

委員の皆様「委嘱書」につきましては、机上配付とさせていただきましたので、御確認くださいようよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

○齋藤委員

NPO法人キラキラの齋藤と申します。

私の方は、朝霞市内で相談支援事業所を行っております。障害児から大人の障害者の方で、3障害ですね、知的、精神、身体、全て受けております。そのほかに、一般相談というのも行っております。地域移行、地域定着という感じで精神障害の方の退院支援なども行っております。

キラキラとしましては、そのほかに志木市の方にグループホームがございます。それと、生活サポートということで、送迎サービスなども行っております。

自立支援協議会の方は、四つの部会、全てに参加させていただいております。

○野原委員

みつばすみれ学園障害児等計画相談支援センターで相談支援専門員をしております、野原と申します。よろしくお願いいたします。

当事業所につきましては、児童の相談支援と者、成人の方の相談支援の両方をやっております。割合的には、児童の方が多くて、者の方は全体の1、2割ぐらいの方を持っているのですが、その中でも、特に今は、みつばすみれ学園に通うお子さんや南西部地域療育センターに通うお子さん、

すずらんに通う方を主に、新規では最近持たせていただいております。

自立支援協議会の中で、二つの部会に参加しております、こども部会と地域生活支援拠点部会の方で今年度、務めさせていただきます。

○中村（敏）委員

保育園元気キッズ、児童発達支援元気キッズを運営する株式会社SHUHARIの代表、中村と申します。

児童発達支援センターの元気キッズチルズが、来月で3年目を迎えます、朝霞市からの委託も去年から始まりまして、放課後等デイサービス、児童発達支援事業所等の何となくのまとまりを作るような立場で今、運営させていただいております。

地域生活支援拠点部会とこども部会の方に参加させていただいております。

○風岡委員

放課後等デイサービスまいまいの統括責任者をやっております、風岡と申します。

まいまいは、今3か所、放課後等デイサービスを展開しております、小学校1年生から高校3年生までのお子さんの療育を行っております。前回まで、戸倉という者が参加させていただいて、引き継ぎで今回初めて参加させていただきます。

○小林委員

朝霞保健所の保健予防推進担当の小林と申します。

職種としては、保健師です。今年度から精神保健の方の担当をしております。

○角野委員

くろめがわ訪問看護ステーションの看護師で管理者をしております、角野と申します。

私どものステーションは、ほぼ90%以上が精神科を御退院された患者様です。あと、私どものところは、医療観察法とか措置を明けた患者を受けている事業所になっています。

○親崎委員

私、埼玉県立和光南特別支援学校進路指導主事を務めております、親崎と申します。

本校は、昨年度からコミュニティスクールというところが動き出しまして、本校は今年度も、地域といろいろつながりながら、教育活動を深めていこうという形でやらせていただこうと思っております。

本校は、知的障害を主とする障害のある児童、生徒、小中高と通っております。進路という面もそうなのですが、皆様におかれましては児童生徒にいろいろとお力添えをいただいているということになります。また、今回の会を通じて、いろいろ繋がりを深めつつ、還元できたらなと思っております。私としては、地域生活支援拠点部会と権利擁護部会の方でお世話になります。

○宮崎委員

朝霞公共職業安定所の求人・専門援助部門の宮崎と申します。主に担当している事務は、企業からの求人の受付の部分と、障害者の求職者に対する就職支援。あと、法定雇用率が障害者に関しては上がってきていまして、皆さまの相談や支援を対応するような事務を行っております。

○高橋（邦）委員

朝霞市商工会理事の高橋と申します。

会社の方は、不動産会社を経営しております。不慣れなことが多いかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○助川委員

県立和光特別支援学校、特別支援教育コーディネーターの助川でございます。

本校は、肢体不自由の特別支援学校になります。朝霞市在住の肢体不自由のお子さんであったり、医療的ケアを必要とする子供たちを受入れております。

昨日、来年度の就学・転学に向けた学校見学を実施いたしました。そこでも朝霞市にお住まいのお子さん、支えられる保護者の方にご参加いただきまして、本校の見学、また来年度に向けて、様々な御案内をしたところです。本校での就学という点においては、私が窓口になりますので、朝霞市にお住まいの皆様といろいろと御相談を深めながら、より良い教育が提供できるようにしていきたいと思っております。

○中村（眞）委員

朝霞市心身障害児・者を守る会の中村です。よろしくお願いいたします。

○本橋委員

NPO法人朝霞市つばさ会の本橋と申します。

内容としては、相談支援事業所と地域活動支援センターを受けています。主に、精神障害者の支援から始まった団体なのですが、少しずついろいろと、今は障害の枠がないので、知的障害者、身体障害、児童発達障害、そういったものを勉強しながら、今後そちらの方の展開も考えております。

○中田委員

朝霞市医療的ケア児の支援を考える会の中田と申します。

会としては、昨年2回ですね、当事者の方々と自治体の方、専門職の方などと交流する交流会を開催したりですとか、あとは、小学校に学校看護師の配置をお願いするというような活動をしていました。今年も引き続き、こども部会でお世話になります。

○飯村会長

立教大学の飯村と申します。

私は、今大学では権利擁護というような名称が付いた科目を学生に教えてはいるのですが、なかなかこの問題は難しい部分がありまして、ただ、朝霞市のように、この場には専門職の方はもちろんですが、幅広い相談や支援の事業所の方たちがいらっしゃるので、現場の方からいろいろな話をリアルに持ち上げていくということが、良い仕組みを作るためにとても大事ではないかなというふうに感じているこの頃です。

○栗山副会長

栗山昇と申します。

私、これを見ますと「知識経験を有する者」ということで、司法書士事務所所長という肩書きなのですが、特に知識と言っても、私はたまたま人権擁護委員として35年間職務に携わっていましたが、この協議会も、実質は平成25年に条例でできたということですが、いろいろ改正されて、28年から本格的に協議会が開催された。その当時から私は入って、もう9年目になります。この中でも古い方ではないかなというふうに思っております。

また、人権擁護委員としても、やはり35年やっておりますと、いろいろな障害の問題、特に差別の問題については、やはりいろいろ人権相談につながった形で電話相談等も非常に多くなってきております。

また、司法書士の業務としましても、非常に関連の出ている事例とかそういうものもございませう。そういった、今まで自分が経験したことを糧にしながら、この協議会の委員として自分のできる範囲内は、一生懸命頑張っていきたいなと思っております。

○事務局・堂ノ前主事補

御発言の際には、各列にお一つマイクを御用意させていただきましたので、そちらをお使いいただき、スイッチをオンにした状態で御発言くださるようお願いいたします。

最後に、事務局の紹介をさせていただきます。

○事務局・佐藤福祉部長

福祉部長をしております、佐藤と申します。

○事務局・赤澤課長

障害福祉課長の赤澤でございます。

この4月から戻ってまいりました。平成25年から令和元年度までの7年間、障害福祉課の方で、主査から課長補佐までいろいろなことをさせていただいておりましたが、今回また、課長ということで、課全体を取り仕切る立場になりまして、いなかった4年の間コロナを始め、本当にいろいろなことがあって、皆様も大変御活躍いただきありがとうございます。

まだまだ勉強途中になりますが、皆様の貴重な御意見を頂いて、またより良い障害福祉を作っていければと思います。

○事務局・伊藤課長補佐

障害福祉課長補佐の伊藤と申します。

○事務局・渡邊係長

障害福祉課係長の渡邊と申します。

○事務局・長谷川主査

障害福祉課、保健師の長谷川です。

○事務局・佐々木主査

障害福祉課、佐々木と申します。

○事務局・安藤主事

障害福祉課、安藤と申します。

○事務局・眞板主事補

障害福祉課、眞板と申します。

○事務局・堂ノ前主事補

障害福祉課、堂ノ前と申します。

それでは、会議に入りたいと存じますが、その前に、本日の資料を確認させていただきます。

まず、最初に「次第」。続いて、「朝霞市障害者自立支援協議会委員名簿」。続いて、「朝霞市障害者自立支援協議会専門部会委員名簿（案）」、続いて、「朝霞市障害者自立支援協議会条例」「朝霞市障害者自立支援協議会専門部会運営要綱」。

続いて、資料1-1「障害者自立支援協議会について」。続いて、資料1-2、A3のもので、「R5年度障害者自立支援協議会専門部会の報告及びR6年度計画」。続いて、資料2-1、「第6期障害福祉計画等進行管理シート（基本目標）2021（R3）～2023（R5）」。続いて、資料2-2、概要版「第6次朝霞市障害者プラン、第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」。最後に、資料3、「令和6年度 障害者自立支援協議会スケジュール（案）」。

以上となりますが、資料の不足等はございませんか。

資料がよろしければ、早速会議に入ります。

なお、委員の皆様には、お願いがございます。会議録作成の都合上、御発言の際には挙手の上、お名前を名のってから、できるだけ大きな声で御発言くださるようお願いいたします。

◎2 議題 （1）会長、副会長の選出について

○事務局・堂ノ前主事補

では、議題（１）「会長、副会長の選出について」に入りたいと思いますが、現在、会長の席が空席となっておりますので、会長が決まるまでの間、福祉部長の佐藤が会議の進行を行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし、の声）

ありがとうございます。それでは、佐藤部長お願いいたします。

○事務局・佐藤福祉部長

それでは、こちらで着座で失礼させていただきます。

会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。

会長の選出に入りますが、朝霞市障害者自立支援協議会条例の規定によりますと、第５条第１項におきまして、会長及び副会長は、委員の互選と規定されております。

まず、会長の選出から行いたいと存じます。

まず、どなたか自薦、あるいは他薦、ございますでしょうか。

○本橋委員

つばさ会の本橋と申します。他薦ですが、昨年度も当協議会の会長をお務めいただきまして、学識経験等豊富でいらっしゃいますので、飯村委員が今年度も引き続き、適任ではないかというふうに思いますので、この場において、他薦ということで推薦させていただきます。よろしく願います。

○事務局・佐藤福祉部長

今、飯村委員の推薦がございましたが、ほかにごございますでしょうか。

ほかになければ、飯村委員に会長をお願いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、飯村委員に会長に就任していただくことと存じます。

それでは、これからは、飯村会長に今後の進行につきましてお願いしたいと存じます。

○飯村会長

それでは、今年度も皆様とともに、こちらの協議会の方の会長ということで進めさせていただきますと思います。

まず、副会長の選出を行いたいと思いますが、もし、皆様にお差し支えがなければ、私から副会長として、栗山委員の方を御推薦を申し上げたいと思っております。

先ほどの御挨拶にもありましたように、司法書士として、そして長年にわたる人権擁護委員等の御活躍で、人権問題に大変豊富な御経験もお持ちですので、副会長として是非お願いしたいと思っ

ておりますが、皆様よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、栗山委員の方に副会長をお願いしたいと思います。

それでは、栗山副会長の方からも、もし一言、何かございましたらお願いします。

○栗山副会長

先ほど申し上げましたように、長くやっているだけ取り柄でございまして、それがどの程度お役に立っているか分かりませんが、昨年も飯村会長の下で副会長をやらせていただきまして、今回も御指名いただきまして、私の今までの経験を生かせる場面が出てくれば、協力していきたいと、ほとんど会長が全てやっていただいておりますので、今まで、私が代理でお話するようなことはございませんでしたので、今後とも、陰ながら応援していきたいと思っておりますので、皆様の御支援、御協力、御理解よろしくお願いたします。

○飯村会長

強力な副会長がいらっしゃるので、私としても安心でございしますが。

議事に入ります前に、私から一言だけ。実は、皆様、新聞等で御覧になった方もいるかと思いますが、昨日、旧優生保護法の最高裁判所での最終弁論ということで、私、北海道の弁護団の団長をやっていたら、打ち合わせがありまして、そしたら、東京に行くのでこれの後にやりましようとかということで、それもありませんでした、昨日、少し報告集会とかに参加したのですが。

この問題は、決して今終わっている問題ではないのですが、国の方は非常にこの除斥期間のこととか、とても強く主張しているようでございます。良い判決が、来月、再来月かあるように、夏頃というふうに伺っていますが、障害の問題をどういうふうに考えるかということで、平等ですとか公平ということ、あるいは公正ということが何かというのが、非常に今問われているかなと思います。

皆さん一人一人、もちろん置かれている状況は違うので、同じことをやるのが平等ではないというように、ごく当たり前のことですが、なかなかこの辺りを、多くの市民と本当に共有してきたかというところも問われている部分かなと思いますので、是非、こういった協議会、議論を通して皆様とともに、また考えていきたいなと思っております。

◎2 議題 (2) 専門部会委員の指名について

(3) 令和5年度の朝霞市障害者自立支援協議会専門部会の報告及び令和6年度の計画について

○飯村会長

それでは、議題の方ですけれども、今、(1)「会長、副会長の選出について」が終わりましたの

で、続きまして、議題（２）「専門部会委員の指名について」及び議題（３）「令和５年度の朝霞市障害者自立支援協議会専門部会の報告及び令和６年度の計画について」、続けて事務局の方から御説明の方、よろしくお願い申し上げます。

○事務局・渡邊係長

議題（２）「専門部会委員の指名について」と、議題（３）「令和５年度の朝霞市障害者自立支援協議会専門部会の報告及び令和６年度の計画について」が、少し関連がありますので続けて説明させていただきます。

まず、資料としましては、各専門部会の委員名簿（案）というホチキス留めのもの、資料１－１「障害者自立支援協議会について」、資料１－２「R５年度障害者自立支援協議会専門部会の報告及びR６年度計画」をお手元に出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、議題（２）「専門部会委員の指名について」になりますが、委員名簿（案）を見ていただきまして、前年度までに引き続き、今後も四つの部会、こども部会、地域生活支援拠点部会、権利擁護部会、精神包括ケア部会、こちら四つの部会を設けまして、障害者自立支援協議会を実施していければと考えております。

基本的には、この委員名簿（案）を見ていただくといいかと思いますが、こちらの構成のとおり事務局としては考えておまして、また、前回までの任期でお願いしていた委員の方につきましては、引き続き同じ部会でお願ひしたいというふうに考えておりますし、また、異動等で変更になった委員の方につきましても、前任の方の担っていただいていた部会を引き継ぐ形で考えておりますので、こちら確認いただければと思います。

また、各委員の方、所属しているその事業所の担っている分野、また、役割等も考慮して、また、バランス等も見ながらお願いしている部分になります。

続いて、議題（３）資料１－１「障害者自立支援協議会について」を御覧ください。

こちら、障害者自立支援協議会が一体どういうものなのかということをお簡単にはなりますが、関連する障害者プラン推進委員会などとの関係も合わせてイメージした資料となっております。

前回の２年前も、任期替えのときにこちらを御用意して、説明はさせていただいておりますので、今回は少し、細かく説明いたしません、こちらを見ていただいて、こういった内容で障害者自立支援協議会、それだけではなくて、障害者プラン推進委員会というものもあって、朝霞市では、そちらを両輪で動かしながら市の障害福祉を推進しているということが確認していただけるかなと思いますので、今回、委員の皆様様の切替えのタイミングでもございましたので、資料として御用意させていただきましたので、参考までに御覧いただくと有り難いと思います。

続いて、資料１－２「R５年度障害者自立支援協議会専門部会の報告及びR６年度計画」につき

ましてですけれども、こちらは各専門部会で話し合われている内容について、令和5年度の議題や実施内容のほかに、令和6年度のいわゆる課題と思われる点、また、今後予定している計画等の資料となっております。

例えば、「地域生活支援拠点部会」のところでは、「＜今後の課題＞」として、「基幹相談支援センター設置に向けて、相談支援事業所連絡会と連携をとる。」ということが書いてありますが、障害者基幹相談支援センターの設置に向けて、今年度、市の方でも少し動き出している部分もあります。

また、その連携をしっかりと図ることで、市の相談支援体制の充実につながっていきますので、こういったところ、また計画の相談支援事業所の連絡会もありますので、具体的に基幹相談支援センターともどう連携をしていくのかとか、この協議会の部会も活用しながら朝霞市としてどういう形で相談支援体制を充実させていくのかということ、しっかり今後も話し合って強化していきたいと考えております。

また、こども部会の部分では、今年度、啓発事業を実施するような予定も考えておりますし、また精神包括ケア部会においては、実際に退院促進に向けて少し動き出し始めているような現状もありますので、それぞれ各部会において議論を重ねながら、具体的な取組を今後も進めていければいいかなというふうに思っております。

ただ、この部分は、あくまで事務局として、こういったことが課題かなというふうに感じて書き出しているものになります。また、委員の皆様にも事前にお諮りしているものではありませんので、この資料を見ながら、またこういったところがもう少し課題だよねというところを今日の会議でも意見をいただくと非常に有り難いと思っております。

令和5年度に引き続き、それぞれの部会が動き出しておりますので、この内容を参考にさせていただきながら引き続き協議をしていければいいかなと思います。

事務局からは簡単になりますが、説明としては、以上となります。

○飯村会長

皆様、各部会のことにつきましては、それぞれ所属もお有りかとは思いますが、御存じとは思いますが、ただいま御説明がありました部分につきまして、何か御質問や確認をしたい点などある方はいらっしゃいますでしょうか。

○齋藤委員

キラキラの齋藤です。

この資料、自立支援協議会の1-1と1-2に載っている図のところですが、これ昨年も確か私、発言させていただいたと思いますが、連絡協議会ですね、特定相談支援事業所連絡協議会の方が、令和5年度から市主催ではなく、連絡会主導みたいな感じになっていると思いますので、こち

ら修正するというお話もあったかと思しますので、こちらを引き続き修正をお願いいたします。

それと、「関係機関主催」というところに「みつばすみれすずらん会議」というがあるのですが、今年度からですか、中村委員の元気キッズチルズの方で児童発達支援センターが設立されて、そこで放課後デイサービスとか児童発達支援の事業所を集めて会議をしてくださっているというお話も伺っていますので、それがここに含まれることはないのかというところを、お伺いしたいと思いました。

○事務局・渡邊係長

すみません、資料の方は訂正して、修正したいと思います。資料1-1の方に関しては、先ほど市主催という部分は、連絡会の方主導という形に変えてまいります。また、資料1-1の方だと関係機関主催会議という形で「はあとねっと会議」とか「ASZ」と書いてあるのですが、こちらの方は、実際やはり実施はしていないような現状もありますので、ここは、ちょっと正しい形で資料は修正したいと思います。

また、齋藤委員の方から御意見頂きました、児童発達支援・放課後等デイサービスの会議の方もですね、実際、昨年度からやっと動き出したという実態もありますし、そういった会議も活用しながら、また、うちの協議会では子ども部会もありますので、そういったところでしっかり連携して情報共有を図っていくというのも非常に重要かと思しますので、ここに少し落とし込めればいかなど考えております。

○飯村会長

ほか、よろしいでしょうか。

では、続いての議案の方にまいりたいと思います。

○事務局・渡邊係長

先ほど、事務局の方から専門部会の説明を多少しましたが、この後、各部会の部会長若しくは副部会長の方から、それぞれの部会で何が話し合われて、今年度どういう計画かというお話を少しいただければと考えております。

○飯村会長

それでは、権利擁護部会の方からお願いします。

○栗山副会長

今年の1月に、午前10時から三つの議題に沿って行いました。

出席委員は、全部で私を除いて7人、1人欠席だったのですが、副部会長の特定非営利法人の朝霞市つばさ会の副代表の本橋委員、特定非営利活動法人キラキラ代表理事の齋藤委員、あさか向陽園副園長の長塚委員、同じく社会福祉法人愛隣館グループホームつぐみの職員の江川委員、ウエル

ビー朝霞台駅前センターサービス管理責任者の高橋委員、和光南特別支援学校進路指導主事の親崎委員が出席して、御意見を頂きました。また、それぞれの報告書も頂戴させていただきました。

部会では、まず皆さんに報告書を発表していただきまして、2番目に、障害者差別等、障害者の権利擁護に係る事例報告及び検討を行う。それと、「権利擁護研修について」という議題で話がされまして、約2時間、皆さんの御意見をお聴きして、本当は、一人一人どういう発言をしたかとかそういう報告書もお見せしたいのですが、何しろ議事録が約40ページ近くありまして、皆さんに報告するには時間の制約もございますので、大まかに申し上げますと、会議の中で非常に参考になる御意見もありまして、合理的配慮が民間事業所も義務化となるが、啓発活動はどのように実施するのかとか、一般企業向けに権利擁護の研修ができたらいいのではないかなという意見が数多く寄せられました。

権利擁護部会としましては、ある程度、報告事項については若干の個人情報的なものも入っておりますので、非常に難しい部会ではございますが、こういう議事録をよく拝見しながら、皆さんの報告をよくお聴きしながらですね、今後、協議会としてどのような形でそれに対応していったらいいかということを検討していかなければいけないのかなと。ただ、協議会もそう度々あるわけではございませんので、市の職員、担当者の方々と今後検討を重ねて、より良いこういった報告書が有効に取り入れられることを期待しながら、進めていきたいなというふうに思っております。

○飯村会長

続きまして、地域生活支援拠点の部会は、中村委員お願いいたします。

○中村（敏）委員

昨年度は、7月と2月の2回、開催させていただきました。その中で課題としては、やっぱり拠点の事業所数がまだ増えていないというところと、少し偏りがあるということがありました。

相談支援事業所の方の参加は多いのですが、ほかの事業所の方の参加が少ないというところで、まだまだ周知が足りていない実情があるのかなというお話がありました。なので今後は、よりどうやって広めていくかというのがまだまだ課題なのではないかという議論が上がりました。

良い点が幾つかありまして、この拠点会議の中で、あさか向陽園の方から発案で、事業所のことを知ってほしいみたいな会を行いまして、事業者の方をお呼びしました。そのきっかけで、こういったショートステイができたりするのだとか、そういったことが周知できたことによって、相談支援事業所の方からケースが一つ、難しい案件があったときにうまく解決につながったというようなつながりが見えたので、この拠点会議の中でもできたということで、何か少しこういうきっかけで広まっていけばいいのではないかなという議論がありました。

あとは、やはり基幹相談支援センターが肝というかとても大事なファクターになってくると思い

ますので、そこに対してどのように進めていくのかという議論が、3分の1ぐらいしていたような気がしております。

○飯村会長

続きましてこども部会の方、齋藤委員お願いいたします。

○齋藤委員

本来でしたら、部会長の杉田委員の方から発表していただくということになるのですが、本日、欠席ということで、急きょ私が任命されました。

こども部会の方が、「医療的ケア児部会」から「こども部会」というふうに名称が変わりまして、幅広く子供というところで議論したり、地域課題を拾っていこうということになっておりました。

委員の皆さんが、非常に地域課題を抽出して自立支援協議会の場に持ち寄るといことがすごくこども部会はできているなど感じておまして、いつも活発な意見交換ができているように感じております。

その中で、やはり少人数ではあるのですが、医療的ケア児というところの支援が、やはり現状としてまだ動いているという部分がありましたので、そこでの災害時個別支援計画書を作るということや、医療的ケア児等コーディネーターを元気キッズチルズの方で取りまとめてくださるというふうに、そういう体制とかもありましたので、それに向けて、県のカルガモの家という医療的ケアセンターみたいなところから職員の方が来て、県の動きを説明して下さったりということもありました。

今後は、啓発というところがまず必要ではないかということと、インクルージョンの推進というところで、シンポジウムということをして今後、大学の先生をお招きして進めて行くのが良いのではないかと案も出ております。

○飯村会長

部会としては最後になりますが、精神包括ケア部会ということで、本橋委員、お願いします。

○本橋委員

部会長の木村委員が、本日、所用のためお休みなので副部会長の本橋が説明させていただきます。

精神包括ケア部会ですが、もともと設置の理由が、厚生労働省から出されています「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」ということが国から出されていますので、その実施主体が各市区町村ということになっておまして、朝霞市においても包括的なサービスシステムを作るということでこの部会が設置されました。

まず、令和5年度の第1回目は、その前の年に行われました関係者の交流会の結果についての検

討を行いました。交流会の中でアンケート調査の結果がこのときに示されたのですが、具体的に言うと、まだこのとき国の指針が出ていても現場にはなかなか浸透されない、何のことだかよく分からないというのが正直なところありまして、その交流会の前半には、朝霞保健所からの説明とかそういうのがありまして、当事者の方、あと直接支援する方々の理解ということも今後必要なのかなという結論が出ました。

2回目ですが、まず、精神障害者の地域生活のシステムというとすごく広い範囲で考えられなきゃいけないと。いろんな場面設定を考えたときにですね、どこから手を付けていいのかという話があったので、まず目標設定を行いました。

実際に精神障害者の方々が、地域で暮らすときの困難さ、問題点、そういったものを明らかにするには、大風呂敷を広げても大変なので、まず最初、やはり地域で暮らす方のモデルケースを挙げていった方がいいのではないかと話になりまして、実際にこの周りの近隣市、新座市、志木市などで実際に行われています、精神科病院からの入院患者を退院の支援を行いながら、朝霞市に足りない社会資源、サービスなどをしっかりきちんと把握していこうという話になりまして、この精神包括ケア部会の中で実際に動く方、委員会の中でなかなか動くというのは難しいので、委員会の中でそれぞれプロジェクトチーム、実働部隊を作りまして、その実働部隊で、実際に退院支援を行っていくということで、実働部隊は私とキラキラの斎藤さんと、それから障害福祉課、朝霞保健所を中心として、朝霞市にある精神科病院の朝霞病院を対象として、実際にこのプロジェクトチームで朝霞病院の方に趣旨説明を行いました。

1回目は、施設で行って朝霞病院さんの方も御承諾いただきまして、その後、2回目の打ち合わせ会で、朝霞市の方で退院可能な方、入院患者の検討会を行いました。病状がありますので、病院側の意見も聴きながら、どの方を対象にするかというのは、実際に何人かモデルケースを挙げながら検討させていただいて、まず3人ほど退院支援を行うと。それぞれ、私とはあとびあの相談支援事業所も参加していただいて、そこでそれぞれケースを持って、実際に当たっていこうということで、現在は、病院の方でどの方を退院のケースにするのか、退院の支援を行いながら、実際に病院から退院できるかというところで、病院の方で選定中。医療面から見たら今、選定中でございます。

これで実際に退院支援を行いながら、朝霞市に足りないサービス、資源、不足している、あと逆に十分にあるような制度、施設、それを評価させていただいて、実際の現場の活動の中でそれぞれその評価をこの部会に上げていって、また部会でそれを検討していただくと。どのようなサービスが必要なのかとか、そういうのを全部部会で検討いただくというような流れで、今年度は、実際に入院患者が退院できるかどうかは、今年度中にできるかどうかちょっとまだ分からないのですが、

実際に動いてみて、実際に目に見える形で必要なもの、まだまだ朝霞市に足りない社会資源というのをあぶり出して、それをこの委員会の方で御提示させていただきたいと考えております。

○飯村会長

いずれの部会も、大変難しい問題を丁寧に協議していただいていると思いますが、委員の皆様の方から、何かちょっと御確認をしたいとか、あるいは、少し補足説明がありましたら、それも含めてお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、(3)のところは、一応こちらの方で終了とさせていただいて(4)の次の議題の方にまいりたいと思います。

◎2 議題 (4) 第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況の報告及び第6次朝霞市障害者プラン等について

○飯村会長

「第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況の報告及び第6次朝霞市障害者プラン等について」ということで、事務局の方から、御説明をお願いいたします。

○事務局・佐々木主査

議題(4)のうち、第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画の進捗状況について、まず報告いたします。

資料2-1を御覧ください。第6期朝霞市障害福祉計画等の進行管理シートとなっております。

第6期朝霞市障害福祉計画・第2期朝霞市障害児福祉計画に基づき、令和3年度から令和5年度にかけて、計画を推進してまいりました。

まず、「基本目標1 福祉施設からの地域生活への移行」について、令和5年度末までの入所施設から地域生活への移行は実績がなく、目標を達成することができませんでした。今後も関係機関等と連携し、個別ケースごとに柔軟に対応していき、地域生活移行を目指した支援を継続して行っていく必要があると考えております。

続いて、2ページ「基本目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、障害者自立支援協議会専門部会「精神包括ケア部会」にて、地域の保健、医療及び福祉関係者と「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けて協議を行っていただきました。目標値についてもほとんど達成することができており、特に、共同生活援助の利用者については、大きく増加している傾向がございます。

3ページ「基本目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」について、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ること、登録事業所を増やすことを目的として、市内障害福祉関係者を対象に

「障害福祉関係者みんなで考える交流会」を実施。そこで出た課題等の検討を専門部会で協議していただきました。また、登録事業所が9か所に増え、五つの機能全てを補完することができています。

続きまして、4ページ「基本目標4 福祉施設から一般就労への移行等」について、障害者就労支援センター等を活用し、就労に関する支援を行いました。目標に対しては、一部達成となっており、今後も継続して支援していく必要があります。

続きまして、5ページ「基本目標5 障害児支援の提供体制の整備等」について、目標は達成することができておりますが、「こども部会」を2回行い、医療的ケア児を含めた障害児の支援について検討を行いました。次年度以降も関係機関との連携、各施設の周知、医療的ケア児コーディネーターの活用等について引き続き検討を行っていきます。

6ページ、「基本目標6 発達障害者等に対する支援」について、県主催研修等の周知や民間事業者の取組を見学する等、情報収集に努めました。また、こども未来課において、子育て支援のためのペアレントトレーニングを実施し、35人が受講しております。

「基本目標7 相談支援体制の充実・強化のための取組」について、相談支援ネットワークの質の向上のため、特定相談支援事業所等連絡会を目標以上に開催することができました。今後も、相談資質向上のためにGSVや事例検討等を行っていきます。

続いて、7ページ「基本目標8 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」について、業務担当職員は全員研修に参加し、業務の習熟に勤めております。引き続き、関係する研修に参加し、知識の向上に努めてまいります。

8ページ以降につきましては、障害福祉サービス等の実績となっております。

全体的には増加傾向となっており、特に、放課後等デイサービス等の障害児通所支援につきましては、大幅な増加となっております。

これまでの実績等については、今年度からの次期計画に反映させております。

続きまして、これからつながる計画として、昨年度末に策定させていただいたものの説明をさせていただきます。

「第6次朝霞市障害者プラン」「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」について、資料2-2を御覧ください。

委員の皆様には、3月に送付させていただいたのですが、第6次朝霞市障害者プラン等の概要版となっております。皆様にお送りしたときは、本編として200ページくらいあるものとして送らせていたものなのですが、その抜粋したものとなっております。

本計画は、第5次障害者プラン等が昨年度末で終了したため、引き続き障害福祉施策を推進する

ため、令和6年3月に「第6次朝霞市障害者プラン」及び「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」を策定いたしました。

障害のある人、障害のある児童等を取り巻く状況は、障害のある人の高齢化が進み、障害の重度化、重複化が進んでいる中、障害者総合支援法を始め、障害者差別解消法の改正などにより、障害のある人が、自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められております。

計画の期間としては、「第6次朝霞市障害者プラン」につきましては、令和6年度からの6年間、「第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画」につきましては、3年間としております。

計画策定の主なポイントにつきましては、1ページを御覧ください。

今回の計画策定に当たり、内閣府では令和5年3月に「第5次障害者基本計画（国）」を策定し、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止などが示されました。これを受け、第6次朝霞市障害者プランにおいても、差別解消の推進として研修の実施や相談、通報体制の充実などを記載いたしました。

また、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画については、厚生労働省・こども家庭庁から、令和5年5月に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正告示され、福祉施設から一般就労への移行や、地域における相談支援体制の充実・強化などが示されております。

次に、基本理念につきましては、本計画で目指すべきものとして、朝霞市障害者プラン推進委員会において議論を重ねた結果、「誰もがお互いに尊重し合い 地域で共に生きる社会の実現」と決定いたしました。

2ページ以降の、基本目標と施策の方向性につきましては、第6次朝霞市障害者プランでは、五つの基本目標を掲げ、施策体系として、基本目標を達成するための具体的な施策を記載しております。

次に、4ページ以降、第7期朝霞市障害福祉計画・第3期朝霞市障害児福祉計画においては、障害福祉サービス等の適切な提供を推進するため、基本目標を設定するほか、相談支援体制の充実・強化のための取組などに一部指標を追加しております。また、活動指標として、事業ごとのサービス見込み量等を定めております。

計画の推進体制としましては、朝霞市障害者プラン推進委員会の中で、計画の進捗状況の報告及び評価を行ってまいります。

○飯村会長

皆様のお手元にも届いているかと思いますが、かなり膨大な内容のプランでもありますので、今、非常にコンパクトにこれまでの進捗管理の部分、それから第6次障害者プラン等の概要版を使って御説明をいただいておりますけれども、何か委員の皆様から御質問ありましたら、お願いいたします。

○中田委員

質問のポイントが、資料2-1の5ページ目と、資料2-2の5ページ目のところに記載のある「医療的ケア児コーディネーター」についてお伺いしたいです。

過去の進捗・課題等のところでは、コーディネーターに関する文言は、引き続き活用について検討を行っていくというふうな言葉が続いているのですが、具体的に何か詳細、進捗などあれば、お話を伺いたいなというところと、あとは、資料2-2の5ページには、協議の場をコーディネーターの方と実施をするというところがあったので、そこについても少し詳しく御説明いただけたらうれしいです。

○事務局・長谷川主査

医療的ケア児等のコーディネーターについては、活用というふうな意味では、今後もやはり検討の中には入れさせていただくものとなっています。

昨年度から、コーディネーターとの協議の会というのを初めて設けまして、やっと進み始めてきたというところもありますので、今後更に展開をしていくというふうなところは、やらせていただきます。その中で、またできることとか考えていくものについては、その都度、御案内させていただくことができるかと思えます。

○中田委員

昨年、交流会をしたときにも言われていたことなのですが、実際に、このコーディネーターの方々と当事者の方がつながるのは、当事者の方から何らかの相談支援に行って、つながりたいですというようなお話があって、初めてつながることができるようになっているのかとか、ちょっとそういうところの接点について、何か今後の見通しみたいなものがあれば、もうちょっと聴けたらうれしいです。

○事務局・長谷川主査

コーディネーターの医療的ケアが必要な方に関しては、もちろん今既に、そういったお子さんたちにはコーディネーターの資格を持っている方たちがほとんど入っています。今後もまた新たにそういった方が増えた場合は、コーディネーターのいるところを実際につなげるようには、市の方でもサービスの申請のとき等に御案内もさせていただきますし、もちろん、コーディネーターと直接市の方でやり取りをしてというふうな形も進めていきたいなと思っています。

○飯村会長

ほかの点は、いかがでしょう。

○中村（敏）委員

今の医療的ケア児コーディネーターとのところですが、児童発達支援センターの元気キッズチルズでも一般相談とか相談枠がありまして、そこでのつながりもありますので、何かありましたら連絡いただければと思います。

○飯村会長

貴重な情報提供、ありがとうございました。

なかなかボリュームもたくさんで内容も細かいので、皆様御覧いただくのが難しい部分もあるかと思いますが。

では、私の方から一つだけ伺います。こちらの実績の報告のところ、私の聴き間違いでなければ、基本目標の4番の部分が、一部は達成していたというような御説明だったように記憶をしていますが。資料4／16ページの基本目標4ですが、それはどの辺りで、もし未達成の部分があれば、どのような要因であったのかというのを教えていただいてもよろしいでしょうか。

○事務局・佐々木主査

達成できた部分といたしましては、目標の中の「⑤令和5年度中に就労継続支援B型事業を通じて一般就労へ移行する者」というのが、令和5年実績では2人という形で達成することができていました。そのほか、「⑥就労定着支援事業所の就労定着率」という部分については、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数が2か所ということで達成しています。

そのほかの部分については、就労移行や就労継続支援A型からの一般就労の数というのが伸び悩んでしまっている部分、なかなか難しい部分があるのかなとは思いますが、達成ができていない状況ですので、今後、就労定着支援や障害者就労支援センターなどによって、フォローアップに努めていくことでしか、数字を伸ばしていくのは難しいのかなと思っております。

今後ともそういった形で支援をしていくとともに、何か自立支援協議会などでそういったことが可能であれば、情報提供などいただいたり、御協力いただけたらと思っております。

○飯村会長

どうしても行政のプラン等というのが、数値目標的なものが達成の軸になってしまうので、もともとその設定をしていた部分と、個別の状況とかそういったこともあり得ると思うので、そういう観点からは、むしろ達成できたところはまあいいかと思うのですが、できにくかったところの要因を少し説明していただけると、委員の皆様もその辺りが理解できますし、今後計画や数値目標を立てていくときの参考にもなり得るかなと思いましたので、そこを引き続き、御検討いただけたらと

思います。

○栗山副会長

せっかくでございますので、一、二点。

これ、非常に膨大な計画なんですね。ただ、市長も言っているとおり、この計画書というのは、「基本理念に基づき、障害のある人もない人も、地域で共に生きる社会の実現を目指すとともに」ということを言っているわけですね。

内容を見ますと、私、男女平等推進審議会の会長をやらせてもらっているのですが、この中を見ても、例えば差別とか虐待とかそういったものは、障害のある人もない人も起こり得るんですよ。それと、最近外国人が非常に多くなっております。それで、非常に範囲が広いんですよ。そうすると、こういう計画書を作る場合に、基本的には国の指針みたいなものがあるのか、あるいは、どういう形でフィードバックしてくるのか。

例えば我々、人権に関する問題については、法務省が管轄です。そうすると、法務省からいろいろ連合会の方に諮問が出されたりして、それに対して回答して、県を通じて市町村にそれぞれ伝達するというか、計画をしてもらいたいというような縦割りの行政なんですよ。

この差別の問題については、体制的にどういう形で国から。こういう各市の方で勝手に計画することはないと思うんです。もともとの管轄は、国はどこなんですか。この障害の関係は、厚労省ですか、法務省ですか。その辺の国の機関というのは、どこを対象にしながら市の方としてはこういう計画書を作っていくのか、それがちょっと分かりましたら教えてもらいたいです。

細かなことは結構です。大体ということで結構でございますので。

○事務局・佐々木主査

差別の部分に関してというところで、障害者に関する差別というところについては、内閣府の方から示された第5次障害者基本計画に基づいて設定させていただいているものになります。

具体的な今回の計画の策定に当たっては、障害のある当事者の方などから御意見なども頂いた上で、合わせて策定を進めてまいりました。

○栗山副会長

ちょっとテーマが大きくて大変申し訳ないのですが、例えばこれを見て、私、虐待という言葉が非常に気になっているのですが、障害を問わず、今、虐待が非常にいろいろ多いんですね。そうすると、例えば我々の男女平等とか人権擁護委員という立場から言いますと、いわゆる我々、虐待があってもなかなか中に入り込めないと。そうすると、警察と一緒に情報を共有しながら行動していくと。しかし、その行動にも限界があります。特に、障害の関係につきましては、非常に朝霞の場合も、これからどんどん人口が増えてきますし、外国人の人たちも来ることでしょう。ですから、

障害に対する一般の市民、あるいは、市のこのような計画は、一市に限らず、やっぱり全国的に差別解消法なんていうのは、そこだけの法律ではないんですね。日本全国の共通した法律なんです。ですから、市としてどういう形でこういう計画を、計画しても実現可能な計画でないと、やはりまずいと思うんですよね。ですから、その辺、国とか県の指導というものが、どの程度市の方に回答を求めるとか、どのような形でやるのか、その辺の報告とかそういうものは全然関係ないんですか。市の方で独自でやるというようなことなのでしょうか。その辺は、どうですか。何も分からないもので、教えてもらえれば有り難いと思います。

○飯村会長

どうでしょう、事務局の方で今回御説明をいただいているところは、障害者プランの中ということになりますので、いわゆる虐待等の部分と、このプランの中身のところで、若干御説明がもしかしたら必要かもしれないので、その辺もありましたら併せて。体系ですとか、対応ということでお答えいただけたらと思いますが、よろしいですか。

○事務局・渡邊係長

障害者虐待の部分でいくと、当然、法律があって国の方が指針を示した上で、県の方にも当然示されていて、それぞれの県の方のやり方に多少違いはありますが、こうですよというようなことは一応、ある程度随分以前から示されている状況はあります。

それに基づいて、市の方でもしっかりフローチャートを作ったり、その対応をこうしますと。ただ、施設に関しては指定権者が、朝霞市の場合は市ではなく県だったりするので、そこはしっかり県とも連携を図りながら対応はしているというのが現状になります。

大元の指針は、しっかり示されているというのは、当然、我々も理解はしていますし、ただ、地域ごとに施設や虐待疑いの件数等も違ったりする部分がありますので、その辺を考慮しながら、実際、一件一件随時の対応にはなってしまうのですが、しっかり対応はしているような状況というのが、今言える範囲にはなってしましますが、基本的には、そういった形で示されている部分は、基本線として持ちながら対応しているというのが現状です。

○栗山副会長

非常に大きなテーマで、突然で大変申し訳なかったのですが。我々は、皆さんこの朝霞市としてですね、やはりより良い、そういったものに対する関心度、あるいは対応ですね、これは、我々一市民としても当然、協力すべきところは協力しなければいけないと思います。

ですから、もちろん国は国、県は県、朝霞は朝霞というやり方もあるでしょうし、やはり、一人一人の国民、市民が、非常に関心を持ちながら一緒になってこういったものを実現していくという気持ちを、やっぱり市民一人一人の市民が、ちゃんと把握しながら協力していただく、理解してい

ただくということが基本だと思うんです。

そんな意味で、私も一人の朝霞市民として、朝霞ではこういうことをやっているんだということで、朝霞に住んで良かったなというようなことであれば、それは一番良いことだと思います。

ただ、これはいろんな環境問題、あるいは人口もどんどん増えていく、外国の人も入ってくる、いろいろ環境が変わりますから、1年や2年でできる問題ではないと思います。ですから、こういった長期計画という形で考えていると思うのですが、我々も活動できる一部分、部分しかありませんが、今後そんな意味で協力できることは協力していきたいなということで、自分自身も理解しているつもりでございますので、今後、朝霞市のために一つよろしくお願ひしたいと思います。

○飯村会長

栗山副会長の方から、大変重要な御指摘があったかと思ひます。この部分は、なかなか具体的なプランにちょっと乗りにくい部分もあるのですが、一応その制度や法律ができたから、では差別とか虐待がなくなっているかという、それこそ内閣府の調査でも、障害を持つ方たちの差別があると思うかというふうに答える方の方が、全体で8割を超えている状態なんですね。これは、差別解消法ができた後、現在でもそうなんですね。それは何なのかという問題とかを、やはり地域の中から考えていかなければいけないということかと思うので、その辺りが行政の方として作るプランのところと、具体的にどういふ指標を設定したらいいのかとか難しいところかと思うのですが、むしろ、こういった協議会にお集まりの委員の方は、現場での知恵とか、あるいは難しい事例ですとか、そういったことをお持ちかと思ひますので、それを一つの手段にさせていただいて、またより良い内容を、朝霞市の方から逆に県なり国なりに発信していくということもあるかと思ひますので、是非、その辺りも今後御検討いただけたら良いのではないかと思ひます。

他はよろしいでしょうか。

○中村（敏）委員

資料2-1の就労移行のことについてですが、この前ジョブコーチを取りまして、企業がうちの受け皿ですごく大切だなと思うのですが、何でそういうジョブコーチに注目したかという、法定雇用率が上がっているという現実があつて、多分必死になつて企業の方は受け入れしなさいいけないという現実が差し迫っているから、そこの希望者も増えていると思ひているのですが、ただ、法律が決まりました、受け入れてください、と無理やり預かりました、就職継続しません、6か月以上継続しませんみたいところで、今度は、移行支援の方たちが困っちゃったりとかあると思うのですが、何か朝霞市としてこの定着支援だったり受け皿の企業への支援だったり、そういったところを考えているのかなと思ひて、質問させていただきました。

○飯村会長

この点については、現段階でということでもいいかと思えますけれども、事務局の方から御回答お願いできますか。

○事務局・佐々木主査

現状としては、はあとびあの就労支援センターを活用して、新規事業所の開拓や働き掛けは行っておりますし、定着支援につながらない、6か月経過しない場合とかでもですね、就労支援センターを経由して就職につながった方などについては、フォローアップに努めていただいておりますので、そういったところから進めていっている現状でございます。

○中村（敏）委員

現実として受け皿を広げなさいいけないところに、今の動きのままだと足りないなというのを感じております。なので、企業の受け皿としての企業側のマインドの変容みたいなものを促さなければいけないと思うのですが、なかなかそこに向けてくれる方って、無理やり法定雇用率が変わったから、罰金払わなさいいけないからというふうなところでの動きでしかないと思っているんですよ。

例えばこれが北欧とか、スウェーデンとか行くと、もともとそういうのが当たり前の世界があって、ジョブコーチが機能しているというのがあるので、そういった根本的なところへの働き掛けみたいなものは、多分、幼児から始まるのですが、乳幼児から始まって、ダイバーシティってどういうことというのから始まっていくのですが、そんなグランドデザインみたいなものも、多分これは言っていると思うのですが、この計画には、学校も保育園とかも一般のところの姿が見えないので、そういった何か包括的なイメージというか共有というか、すぐには無理だと思うのですが、これが5年後だったり10年後だったりとかの計画の中で、幼少期から就学児、就労時期みたいなところと、あとは受け皿の一般社会の中でのD&Iみたいな、ダイバーシティ&インクルージョンみたいなところというのが、朝霞市でどうやっているのかというのが、もしこの計画で見えたら、何かもっと素敵になるんじゃないかなと思いました。

○飯村会長

今の関連ですか。どうぞ。

○齋藤委員

自立支援協議会の委員の中に、商工会の理事さんが入っているので、そういうところとつながっていったらいいのかなと思いました。

○飯村会長

せっかくハローワークの宮崎委員に御出席いただいているので、あるいは、今おっしゃった教育の部分で、特別支援学校関係のところ、少し委員の方からも補足をしていただこうと思っております。

で、では、まず高橋委員の方からどうぞ。

○高橋（邦）委員

就業のことですが、現在、決まっているのはうちの方の中小企業の方じゃなくて、大企業の、例えば何人以上は何人雇いなさいよという、そういうところの法律ですので、いまいち実感は正直ないです。

○飯村会長

企業によって、これから法定雇用率が上がっただけではなかなかというような部分もあるので、逆にこういう部分をとか、フォローの部分でこんなアイデアがいうのは、恐らく共有化をしていくと良いのではないかなという部分がありますが。

宮崎委員は、何かコメントがもしあればお願いします。

○宮崎委員

ハローワークでは、もちろん障害者の求職者の対応ということで日々行っておりますが、朝霞市の就労支援センターのスタッフの方と、私どもの就職支援ナビゲーターという専門のスタッフが日頃相談しているので、個別に相談した求職者と共有を場合によってしながら、まず就職ということを目指すということとか、あとその前にすんなり定着ということも当然念頭に置きながら、実習とかを計画して、その後就労を目指すというのを連携しながら日々やっているかと思えます。

今後、先ほども私も最初お話ししましたとおり法定雇用率、今年から上がっていますし、あと2年3か月後ですかね。また、令和8年度からも上がる予定となっておりますので、そういう企業向けの支援も国として、していく必要があるということなので、ちょっと十分なスタッフがいるかどうかというのは、また別の課題はあるんですけども。企業への支援ということもスタッフとしておりまして、日々そういう部分の支援なんかもしているということで、進められている状況ということでもあります。

○飯村会長

ここも全てが急にというふうになりにくい部分もあるかと思えますけれども、少しずつ知恵を出してということかなと思いました。

では、親崎委員からどうぞ。

○親崎委員

今出た話の中で、本校のところも交えてのお話をさせていただきます。

まず、私、進路担当をやらせていただいているのですが、資料2-1の4ページで拝見させていただいた中で、就労継続支援A型や就労継続支援B型から一般就労に移行する者、実感としましては、例えばB型の事業所から就職するというふうなところで、考えられている事業所は、肌感です

けれども、ちょっと数としては少ないかなというところがあります。

日々の事業所の運営というところもそうですし、なかなか就労支援というところまでは届きづらい部分もあるのかなというところが見て取れる部分がありますので、まず、例えばそういったところからどうやって就職まで、もともとの就労継続支援B型とか就労継続支援A型という性質を考えますと、やっぱり訓練をして、ゆくゆくは一般企業やそういったところに就職するという流れが本来の意味合いとしては強いかなと思いますので、逆に、そういったところのアプローチとしてどうやっていくか検討していく必要があるのかなというふうに感じております。

また、例えば一般企業からの法定雇用率が上がって、実際に求人とかは本校、結構頂いたりはするのですが、やはりそれが都内ですとか、少し遠方だったりすることが割と多いかなというところが、感覚的な部分ですが少しあります。そこから一般就労移行へしようとなったときに、何が必要かとなると、例えば電車が使えるとかバスが使えるとか、そういった力がまずあるかどうかというところが割と出てくるかなというところが、一つあると思っております。本校は、知的障害のある児童生徒が通う学校ですので、まずは、そういったところにつきましては、家庭の方に、そういった力ができる選択肢が広がりますよということは、周知の方はさせていただいております。

あと定着率は、やっぱりそこが一番難しいところかなというのがありまして、就労定着率が8割以上というところで、基本これは、6か月以上という意味合いでよろしかったでしょうか。ありがとうございます。その中で、たまたま朝霞市内と外、就労支援員に御挨拶させていただいたときも、やはりそこが苦戦されているというとれる感じもありましたので、そこをどうやっていくか。今回、いろいろな障害者の方とかも増えていらっしゃいますし、そのマッチングというところでもなかなか御苦労されているというふうに思っておりますので、そこはやはり大きな課題だなと思っております。

あと、本校であったケースとしては、本人はいいんだけど、御家庭からの支援がなかなか届かないというところがありまして、本人はいいんだけど、保護者の方の例えば、支える、支え方というところで、そこでトラブルになってしまうというケースも実はありました。なので、一概にその本人だけではなくて、その背景からもアプローチをしていかないと、なかなかしっかり定着をするところまで結び付けるのは、かなり難しいなというふうに思っております。

本校としましても、進路担当としては、本校ですと不登校の生徒とかもおりまして、そういったところで家庭内のしっかり土台をまず作るというところで、相談支援事業所の方に御協力をいただいたりですとか、または、そういったところとおつなぎさせていただいたりという土台作りを割と中心的に行っていくことで、しっかり何かあったときに対応できるようにやらせていただいておりますので、例えば、これはあくまで私の今ぱっと思い付きですが、こういった各事業所が集まった

中で、例えばどうすれば定着率が上がっていくか、例えばどんな課題が挙げられているのかというところを、まずしっかり収集をするというところからスタートしていきながら、その課題に向けてどんなアプローチができるだろうというのを具体的に考えていく場とかがもしあれば、例えば具体的な、やらなければならないことが見えてくるのかなと感じました。

○飯村会長

助川委員の方からも何かございましたら是非一言。

○助川委員

申し訳ありません、私の方が特別支援教育コーディネーターということで、本校にも今、親崎委員の方がお話されていましたが、進路指導主事という者がおります。どちらかという本校を卒業後の進路に関しましては、進路指導主事の方が主に業務として担っておりますので、私自身が持っている情報はかなり少ないというところでお話をさせていただきますが、やはり本校は、肢体不自由特別支援学校でして、近年の卒業生の進路というところを考えると、やはりほとんどが生活介護に進みます。ほぼ毎年8割9割、10割行ってしまう年もあったりとかということで、昨年度、令和5年度の卒業生は、10名だったと思いますが、そのうちの2名が大学の方に進学をし、それ以外は全て生活介護の方に進みました。そういったところで、またちょっと和光南特別支援学校とはちょっと違った進路選択というところではありますが、共通して言えるのは一人一人に応じた進路先の決定というのを、12年間の学校生活の中で保護者の方、また御本人の成長を見ながら、地域の方とも様々な御相談をさせていただきながら決定していくというところにありますので、和光南特別支援学校ほどではないですが、本校も地域の、何らかの形で子供たちがよりよい生活が送れるための進路ということで相談活動等しておりますので、すいません、ちょっと情報が乏しいところがありますが、本校の現状を御報告させていただきました。よろしくお願いたします。

○飯村会長

中村委員から頂いた御質問は、このように、ちょっといろんな意味で多岐にわたっておりますし、時間的にも、時間軸がやっぱりあるということ、それから御本人だけではなくて、やはり御家族であったりとか、働くということをどう支えていくとか。あるいは、働き方そのものをどう考えるとか、先ほど交通機関のお話なども出てまいりましたが、多岐にわたる部分ですので、その辺をせっきくの多様な委員がいらっしゃるこういった会議とかで情報共有していくというのも、プランの方をどう実践していくのかということにも関わるかと思っております。その辺をまた、御一緒に考えられたらと思っております。ありがとうございました。

ほかの委員からは、何か別の点でも結構ですけれどもございませんか。

では、本橋委員からお願いします。

○本橋委員

質問ですけど、資料２－１の６ページ、「相談支援体制の充実・強化のための取組」のところで質問させていただきます。

現在、朝霞市には相談支援事業所がかなり複数ありまして、相談支援事業者研修会にもですね、出席も約２０人ぐらい来ていらっしやって、日々、相談支援の資質向上とか連絡調整を行っているのですが、現在、各事業所の状況を聴きましたら、やはり圧倒的に足りない。今、新規が全く受けられない状態、各事業所がもう、待ちの状態があって新規の方を今受け入れる状態にはありません。なかなか御自分の法人で施設を運営されてる方、そこの入所のための枠というのは、ある程度取っておかなきゃいけないということで、外部の方、特にヘルパーとかですね、グループホームに入りたい、今後地域、さっき僕は…したとおりの、地域に移行したときの担い手、相談支援事業所の担い手がいないというのが現状です。

今、お答えできる範囲で構わないので、現在セルフプランを御利用されている方が何人いらっしゃるのか、今後、セルフプランは増えていくのか、減っていくのか、その辺の施策は、市としてはどういうスタンスでいるのかというのを、少しその辺のお話を聴きたいと思います。

○飯村会長

事務局の方、いかがでしょうか。

○事務局・渡邊係長

本橋委員、ありがとうございます。実際やはり、計画の事業所の方の話を聴いていますが、市としてもその実態、事業者もこれ以上受けられないような状況があるというのは、当然把握していますし、うちの方のサービスで計画を付けるということは基本線にはしているのですが、そういった状況で、どうしても間に合わない方、付けられない方は、セルフプランも市としては認めているのは、現状あります。すみません、今ちょっと細かい数字まではセルフプランに積もってはいないのですが、去年度、一昨年ぐらいで、実際９割以上は計画が付いていて、そのうち数％がセルフプランの率だったかと一応記憶はしております。すみません、細かい数字ではないのですが。

ただ、去年度後半ぐらいから、やっぱり空きがないという状況が、非常に顕著に傾向として出ておりましたので、その数値は実際伸びているだろうと。今後も、実際伸びていくだろうというような推測はこちらでも立てております。だからといって、解決策が実際すぐにあると言われると、なかなかないのが現状で、我々もこの話題になると非常に答えに困る部分はあるのですが、かといって、他の自治体では１００％計画を付けなさいというところもあつたりしますし、その辺、割と市の方では柔軟に対応して、なるべくサービスを使いたい方は使っていただくような形で、今は対応しております。

また、少し前の話からすると、コロナの関係で計画の相談員の研修がなかなかできなかったというのが、2年度、3年度確かありました。そういった研修の枠が少なかったことで、計画相談員が増えなくて、ただ、それ以上にサービスを使っている方が急増したというところで、追いついてない状況があったので、我々としても言えるところは一応県の方に、その枠を増やして何とか実施してくださいというのは去年もお話はさせていただいて、うちだけに限らず、恐らく各自治体からそういった御意見はあると思うのですが、去年ぐらいからその枠を確か倍化、かなり人数を増やしてやっていただいていると把握しておりますので、恐らく県の方も、そういった実情を把握しながら、今後なるべく手を増やしたり、研修機会を増やすという方向はあると思いますので、我々もその辺の動きは注視しながら、なるべくサービスは利用できるように、セルフプランと計画と考慮しながら今後も対応していきたいと考えております。

○飯村会長

計画がなくてサービスが使えないなんていうことがないように、いろいろな形で対応をお願いできたらと思います。ありがとうございました。

では、野原委員お待たせいたしました。

○野原委員

私の方から、基本目標6にあります、6/16ページですかね、「発達障害者等に対する支援」の中で、ペアレントトレーニングを5年度、行ったということなのですが、私が担当している保護者の方にも、やっぱりペアレントトレーニングを希望されている方がいらっしゃって、やっぱりお子さんに対する対応ですとか、保護者の方の育児の大変さなども聴いているところなんですけど、このペアレントトレーニングを昨年度行ったというところで、どういったテーマで行ったのかという内容をちょっと知りたいなっていうところと、また、今年度の目標を5ページですかね、障害者プラン概要版の5ページにも目標で、ペアレントプログラムを行っていくというところがあるので、例えば周知、もしお知らせとか私の方でも保護者の方にできるのであれば、どういった形で周知されるのかなと思って。対象の方とか、保護者向けにと書いてあるのですが、どのように保護者の方に御案内されるのかなと思ひまして、その辺を伺えればと思ひました。

○事務局・長谷川主査

実際に、ペアレントトレーニングの方を実施しているところが、こども未来課の家庭児童相談室がメインで行っています。テーマというものよりは、もともとペアレントトレーニングというか、親子のやり取りというか、お子さんの評価というふうな仕方の視点を変えようとか、そういったものですので、何かテーマというよりは、面談の状況だとか、あとは親御さんの希望とかにより、目的を伝えた上でそういうものを利用されたい方は、というふうな形での進め方をされています。

あとは、今回からペアレントトレーニング、広報の方にも周知の案内が載っているかなとは思いますが。ちょっとこども未来課のところなので、確実なことというのはないのですが、やはり、あまり小さすぎると効果がないお子さんもあったりというところはあるのですが、家庭児童相談員も、そこはきめ細やかに対応できるように、御家庭の親御さん、お子さんも含めてお話しはしていただける方たちなので、まず、家庭児童相談員と直接連絡を取ってというふうなところが確実なところかなとは思いますが、そうしていただけるといいのかなと思います。

○飯村会長

では、ほかの点について、よろしいでしょうか。

◎2 議題 (5) 令和6年度のスケジュールについて

○飯村会長

では、次の議題にまいります、(5)「令和6年度のスケジュールについて」ということでございます。では、まず事務局の方から資料3の方でしょうか、御説明をお願い申し上げます。

○事務局・安藤主事

資料3「R6年度 障害者自立支援協議会スケジュール(案)」をお手元に御用意お願いします。

まず、こちらのスケジュール表の見方ですけれども、上、中、下と三つの列に分かれておりまして、一番上の方に、本日の「障害者自立支援協議会本会議」の日程を記載しております。

次、真ん中の列に「専門部会」、一番下に「特定相談支援事業所連絡会」の日程の方を記載しております。

当会議の予定ですけれども、本会議について、今年度は、本日の会議1回のみを予定しております。専門部会については、権利擁護部会を1回、そのほか、地域生活支援拠点部会、こども部会、精神包括ケア部会の方をそれぞれ2回、本年度予定しております。

細かな日程といたしましては、真ん中の列、左から順番にちょっと御覧いただきたいのですが、7月17日にこども部会、7月30日に地域生活支援拠点部会で、8月5日に精神包括ケア部会、こちら11月中に権利擁護部会、1月15日にこども部会、1月27日に精神包括ケア部会で、最後2月4日に地域生活支援拠点部会の方を予定しております。またですね、こちら場所の都合等によって、既に日程の方を決めてしまっているものがあります。一部、権利擁護部会だけは決まっていないのですが、決まっているものがありますので、御確認と御了承の方をお願いいたします。

それから、7月17日のこども部会ですけれども、資料の中で、縦に見ていただいて8月のところに記載があるのですが、7月17日が正しいので、ちょっとこの場で訂正をお願いいたします。

最後に、一番下に特定相談支援事業所連絡会の方を参考までに記載させていただいております。

こちらについては、一部の委員のみの御出席とはなりますが、参考までに確認をお願いいたします。スケジュールについて事務局からは、以上となります。

○飯村会長

皆様、よろしいでしょうか。大変お忙しい中恐縮ですが、是非、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎2 議題 (6) その他

○飯村会長

では、最後になりますけれども、「その他」ということで、委員の皆様から何かございましたら、どうぞ。

○中田委員

3月のこども部会でお話があったことについての御報告です。

こども会では、埼玉県教育局県立学校部特別支援教育課の横谷さんがいらっしやいまして、県内の特別支援学校に通学する医療的ケア児のお子さんに向けて、福祉タクシーに同乗する看護師の方の費用を支援していますというお話がありました。

ちょっとその際に質問で、朝霞市のお子さんでその仕組みを使われてる方がいらっしやるのかどうかという質問をしたときに、そういう方はいないですというお答えだったのが気になって、ちょっと私の方でも市内の特別支援学校に通う小学生のお子さんの御家庭にちょっと確認をしてみました。私がお伺ひした方は、結局、現状は福祉タクシー利用しているという方だったのですが、市内の訪問看護事業所などでは、ちょっと契約がうまくできなくて、今は、看護師の派遣会社にお願ひをして、福祉タクシーに乗っていただくように手配をしてもらっている状況だそうです。

基本的には、保護者の方が通学のときの看護師さんを手配するように交渉するというルールになっているみたいなんですけど、やっぱり事業所に断られてしまう。あとは、時間が掛かる。移動距離も拘束されて、帰り道も拘束されるので、やっぱり消極的な業者の方が多いですということだったので、福祉タクシーについては、仲介役は必要に思ひますというふうなお声いただきました。

それで、先ほども質問した医療的ケア児等コーディネーターの活用については、検討の段階からまだ出ていない部分だというお答えがあったかと思うんですけれども、ちょっとこの通学支援のところで、やっぱり仲介役として医療的ケア児等コーディネーターの方が出てきていただくということがあればいいのかなと思ひておひます。

引き受けてくださる事業所が少ないというのであれば、県の方は、現時点では考えていないとおっしやっていたんですけど、通学バスに看護師の方が乗車するというふうなことを再検討していた

だくということの要請も、例えばコーディネーターの方がいればできるかなと思うので、ちょっとそういったところも、是非今後御検討いただけたらなと思いましたが、御報告させていただきました。

○飯村会長

せっかく検討というような部分になっているかと思うので、是非こういった現実を考えていただいて、その辺りを機能に組み込んでいただくということも御検討いただければと思います。

齋藤委員、お願いします。

○齋藤委員

意見要望ということになりますが、2点ほどあります。

まず1点が、昨年ちょっと発言させていただいたんですけど、この会議の記録を全文記録でインターネット上に一言一句全部公開する必要があるかということ発言させていただきました。そこを何も検討がないまま進んでしまっているところがあるかと思うんですけど、これは私、変わらない限りずっと言い続けたいと思っております。やっぱりあの発言しにくいところとかもありますし、発言した内容が公表されてしまうのもちょっと何か嫌な気持ちもします。なので、そこも改善していただきたいと思っております。

ただ、このように記録したり、委員の皆さんに全文記録したものを配付するというのは、良いと思っています。ただインターネット上に公開というのは、ちょっと控えていただいて、要約したようなものをまとめて載せるというのが、もう今一般的になっていると思いますので、そのようにお考えいただけたらと思います。

もう1点が、この部会を増やせないのかということになります。といいますのは、今回添付していただいた運営要綱ですとか条例とか、私ちょっと熟読させていただきました。

相談支援をやっていると、個別のニーズですとか地域課題というのを、それを吸い上げて自立支援協議会で協議するっていうことだと思うんですけど、ニーズや課題は、すごく相談支援のところから見えてはいるんですけど、どこの部会にも当てはまらないという内容が結構ありまして、そういうもののために、他市ですともう少しいろんなバリエーションに富んだ部会があったりというところがありますので、その部会を増やすということはできないのかっていうところを今までずっと思ってたんですけど、この条例の中に、第7条ですか、「会長は、必要があると認めたときは、協議会に諮って、部会を置くことができる。」というふうに書いてあります。なので、会長の一存で、一度皆さんに協議会で諮ってというところだと思うんですけど、そういう感じで増やしていけるものなのか、ただ、「委員20人以内で組織する。」という第4条ですかね。人数制限もあるというところも、ここも何か崩せないものなのかと思っているところがあります。今後、もし増やせる

となったら、いろいろと皆さんにアンケートを取るなりというところで、どういう部会を増やしたらいいのかっていうのを調査していただけたらいいのかなと思うんですけど、一応、私調べてきた中で三つほど、ちょっと提案みたいなのがありまして、一つが、医療・福祉連携部会みたいなのがあるといいかなと思いました。

医療的ケア児ってというのは、ちょっとリンクするところがあるのかもしれないんですけど、医療的ケアのあるお子さん、あるいは者の方が、近隣にはレスパイト入院とかそういうのができるようなところがなくて、かなり遠くの地域まで行ったりしているところもありますので、現在「にも包括」とかそういうところも全て、医療との連携というところが言われていますので、そういう医療・福祉連携部みたいなのがあってもいいのかなっていうのと、もう一点が、先ほど就労の話も出ていましたので、就労支援部会というのがある地域もありますので、そういうのはどうかと思っています。もう一つが地域ネットワーク部会っていうので、これはあの生活介護とかヘルパー事業所、地域活動支援センターや生活サポート、あるいはボランティアなどのインフォーマルサービスとかですね、そういうものの活用とか情報共有ネットワーク作りみたいなのができるような部会とかもあったらいいのではないかなという感じで、一応三つ考えてきたような感じです。

○飯村会長

御提案ということですので、まず、皆様のご意見もあろうかとも思いますので、今日別に結論を出すことではないかと思うので、是非これは今後もですね、皆様からも伺ったり、あるいは機能的にどういう形にすれば、よりこの朝霞市全体の障害者の支援というところに結び付くかという、そういう観点からも議論をできたらと思います。

前段の部分は、何か条例ということなんだけれども、少し検討していただけるというようなことだったのかなと思うんですけど、何か事務局の方からもしおありでしたら、お願いします。

○事務局・赤澤課長

私も戻ってきた際に会議録を読ませていただいて、やっぱり全文だと逆に要点が分かりづらくて、読んでいて疲れてしまって、なんだか最終的に分からなかったということがございまして、要点記録がいいんじゃないかというふうに皆にも伝えました。今回のときから、ホームページアップ用に、まず多分録音しているものを全文でバーッと落とすのですが、そこから整理をして、発言をまとめさせていただいたものを皆様にお諮りして、それをホームページの方に会議録としてアップさせていただくように、と考えております。その際には、皆様御確認の方どうぞよろしくお願いいたします。

○飯村会長

それでは、事務局の方からも付け加えることは特にございませんか。よろしいですか。

◎3 閉会

○飯村会長

では、長時間にわたりまして皆様御協力ありがとうございました。

これもちまして、令和6年度第1回の朝霞市障害者自立支援協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。